

落札者決定基準

令和7年度都市・まちDX推進に向けた
建設生産プロセスDX推進支援業務委託

令和7年2月

大阪市デジタル統括室

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「令和7年度 都市・まち DX 推進に向けた建設生産プロセス DX 推進支援業務委託 提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

本業務委託は、令和6年度末に策定予定の都市・まち DX 推進計画 Ver1.0（以下「推進計画」という。）の全体管理や関連する技術調査及び個別テーマとして遠隔臨場に関する取組支援を行うことであるが、実施にあたっては国や業界、他都市の事例調査や必要なデジタル技術調査を行い、本市の取組状況も踏まえて新たな取組提案や導入効果の検討などを行う必要がある。このため、事業者には当施策に関する高度で専門的な知識や、本市の実情に合わせた適切なコンサルティング能力を求めていることから、総合評価が必要となる。「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、2対1とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(225点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(150点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(75点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、評価項目「(3) テーマ WG（遠隔臨場）の取組支援」が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『(3) テーマ WG (遠隔臨場) の取組支援』の評価点」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 項目評価の考え方

各評価項目の評価点は、「項目点」に「項目加重点」を乗じ、それらを合計することにより算出する。評価点の合計の満点は 150 点であり、具体的な評価項目及び配点は「提案書評価表」のとおりである。

項目点は、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階で評価するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。

項目加重点は、すべての項目点が「5点」である場合に、評価点の合計が 150 点となるように、評価項目ごとの重要度に応じて設定する。

なお、各評価項目の評価点が、1項目でも「0点」評価がある場合には、落札者とししない。

(2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。また、技術評価点が 85 点未満である場合、落札者とししない。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の評価点の合計}$$

(3) 提案書の不評価

「提案書作成要項」及び「業務委託仕様書」に示す基準・内容を大きく逸脱している場合は、失格とし、採点しない。また、提案書の総ページ数が、「提案書作成要項」に記載のページ数の上限を超えて提出した提案者は、評価点から 5 点減点する。

3 入札価格の評価

価格評価点は、次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 75 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者とししない。(提案内容の評価は行わない。)

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと

- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

令和7年度 都市・まち DX 推進に向けた建設生産プロセス DX 推進支援業務委託 提案書評価表

評価項目	審査内容	項目点	項目加重点	評価点 (満点時)
提案書全体	本業務の目的及び趣旨を十分に理解した提案となっているか。	5	3	15
業務実施体制	業務実施体制について具体的かつ明確に記述されており、かつ、業務を適切かつ柔軟に実施するために必要な経験等を有するスタッフ配置体制が確保されているか。	5	4	20
	過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。また、業務責任者は実績として挙げた業務において中心的に参画したか。	5	3	15
(1) 推進計画実行にかか る全体管理	推進計画の全体管理を行ううえで、進捗水準を見極めるなど、効果的な進捗確認にかかる提案がされているか。	5	2	10
	推進計画の内容をよく理解・把握し、推進計画の着実な実行に向けて、今後必要と想定される、検討を深めるべき事項の提案がされているか。	5	3	15
(2) 建設生産プロセスの 生産性向上に繋がる取組の 個別技術等の深掘調査	建設生産プロセスの生産性向上に繋がる取組の導入に向けた効果的な調査方法等が提案されているか。	5	3	15
	建設生産プロセスの生産性向上に繋がる取組の本市での導入検討に向けて、どのような視点で検討すべきかの提案がされているか。	5	2	10
(3) 令和7年度テーマ WG（遠隔臨場）の取組支 援	本市の取組状況を整理するうえで、効果的な整理項目や整理手法が提案されているとともに、必要なデジタル技術にかかる調査方法が提案されているか。	5	4	20
	遠隔臨場の本市での実用にあたり、効果的なユースケースの検討項目や検討手法が提案されているとともに、手順書作成に必要な視点を踏まえた手順書イメージが提案されているか。	5	4	20
	導入効果の検討にあたり、効果的な検証手法が提案されているか。	5	2	10
合計点	150			